

Title	ルクセンブルク欧州司法裁判所による法的判断についての比較法メソッド
Author(s)	フォッフスヘルト, ヘルマン; 長田, 真里
Citation	阪大法学. 55(1) P.203-P.217
Issue Date	2005-06-30
Text Version	publisher
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/54855">https://doi.org/10.18910/54855</a>
DOI	10.18910/54855
rights	
Note	

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

## ルクセンブルク欧州司法裁判所による 法的判断についての比較法メソッド

ヘルマン・フォッフスヘルト

長 田 真 里／訳

### 一 はじめに

欧州司法裁判所（以下E C J）は、ルクセンブルク大公国の首都であるルクセンブルクという小さな都市に設立された。ルクセンブルクは人口四七五〇〇〇人のE Uの中で最も小さな国の一つである。E C Jはフランス、ストラスブールにあるヨーロッパ評議会人権裁判所と混同されてはならない。ヨーロッパ評議会はE U構成国よりも数多い国からなっており、E Uの構成国ではないロシアとトルコがメンバーである。さらに、人権裁判所は人権という一つの領域に焦点を絞っている。一方E C JはE C条約や、様々な性質のE C文書並びにE U文書の解釈に終局的な責任を負っている。E C Jが取り扱うべき主たる規定は域内市場に関するものである。そこにはいわゆる四つの自由（モノ、人、サービスおよび資本の自由移動）、競争法および国家補助〔state aids〕に関する法が含まれてい

る。

一九八九年以降 E C J には二段階の裁判所が設けられている。新しい第一審裁判所が E C J に付け加えられたのである。現在では、第一審裁判所の判決に対して上訴することができるようになった。第一審裁判所は競争法に関する判断を下し、E C J は E C 条約のもとにおける構成国の義務に関する判断を下している。E C J は今でも自らを E U 裁判所ではなく E C 裁判所と称している。E C は E U の三本の柱の中で最初でありかつ最も超国家的な組織である。第二の柱は C F S P、すなわち E U の共通外国政策及び安全保障を扱い、第三の柱は J H A すなわち司法及び域内市場に関する政策を扱う。極めて微妙な政策問題である第二及び第三の柱における E C J の役割は今でもほとんどないといえるくらい小さなものである。

E C J は E U 法制度の中で次第に重要な役割を演ずるようになってきた。E C J により E C 条約は有効なものとなったのである。E C 法の「最高法規性」や「直接効」のような連邦的な重要概念は、条約に明確な根拠をもたないまま E C J により判断されてきた。法学者の中には E C J が「法的直接行動主義者の裁判所 (legal activist Court)」であると批判する者もいた。<sup>(1)</sup> 裁判所は、政治家からも批判されてきている。連合王国の首相であったマーガレット・サッチャーは、彼女の有名なブルージュでの講義で、E C J を「政治的な裁判所」と評した。それにもかかわらず、E C J の下した多くの判決は構成国の裁判所で受け入れられてきている。ヨーロッパの人々の大多数は E C J について何ら不満を述べていない。E C J は、構成国の市民に対し、他の構成国での多くの特別な権利を認めてきた。さらに、マデューロが述べたように、E C J は、「多数決主義者の」アプローチに従ってきたのである。<sup>(2)</sup> このアプローチの一例は、連合王国と評議会との間の就労時間指令に関する事件である。<sup>(3)</sup> 事件当時（一九九四年）の連合王国の保守党政権はいわゆる就労時間指令を受け入れたくなかった。というのは、この指令が「健康と

安全」に関するEC条約の条文に基づいていたからである。この条文が指令のベースとなるために利用される場合には、閣僚会議での多数決が可能であった。イギリス政府の見解は、「健康と安全」は作業場でヘルメットを着用することや火事の指示に従うことで十分であるべきだというものであった。週四八時間労働に関する規定はそれ以上のものであり、これは労働者の権利義務に関するものだというのである。この論点については、EC条約の他の条文により、閣僚会議における満場一致票決が必要とされていた。満場一致票決のもとでは、イギリス政府は指令のプロジェクトを台無しにすることが可能であった。しかし、この見解はECJにより否定された。ECJは、ECの全加盟国が採択したWHO協約にみられる「健康と安全」の解釈に、スカンジナビア型の広く解する考えを利用した。その表現では、労働者の週あたりの就労時間は、労働者の健康及び安全について影響を与えるのである。

この寄稿で、私はECJが法的判断をなす際に利用するメソッド、すなわち、法律判断方法について論じようと思う。まず二で法律判断の主要なメソッドについて触れる。次いで、三で、そこで利用されている法律判断メソッドのうち、比較法メソッドに焦点を絞る。ECJ判例法でのいくつかの例を挙げることになる。また、基本原則や権利に関する法的文書若しくは準法的文書が急激に増加したために、法的メソッドとしての比較法の役割が減じていることについても議論する。今後ますます、ECJは、これらの基本原則や権利について検証していき、もはや構成国の主たる法制度について検証することはないであろう。

## 二 ECJによる法的判断及び判断形成のメソッド

今日、ECJの四五年以上の経験により、我々は、同裁判所が法的判断を下す際にしばしば用いているメソッドにおける様々な違いを見ることができている。通常のオランダ裁判所にとって、法的判断形成メソッドとしては、いわ

ゆる歴史的メソッドが顕著である。歴史的メソッドは、当該法律や条約が作成された年についての簡単な調査を必要とする。この法律を立法した理由は何だったのか。この立法のうちの特定の規定の背景は何か。このメソッドのもう一つの可能性は、法的判断における要素として「立法者意思」を利用できることである。通常、この意思を見いだすことはそれほど困難ではない。議会での議論や立法作業の検討で大抵は十分である。様々な政党間での妥協がなされている場合には「立法者意思」を見いだすことがより難しくなる。その場合には、複数の「意思」があり得、裁判官は妥協から示唆を得なければならないだろう。

ECJは、このような歴史的メソッドを利用したことがほとんどない。その理由はEC条約が四五年以上の歴史を有しており、一九五八年から非常に頻繁に改正されてきたからである！ 「立法者意思」は、ECJの事件でより頻繁に利用されている。しかしながら、裁判所は、立法者を批判することをためらわない。時折、ECJは構成国に対して立法化を促し、さもなければEC条約違反となると注意する<sup>(4)</sup>。また、時には立法者意思はEC条約の規定に反していると判断されることもある！ 一九七〇年代、フランスは児童手当に関する自国制度を守ろうとしていた。ECへの移住労働者の社会保障の権利に関する一四〇八／七一規則の七三条二項において、フランスは本国にとどまり居住する移住労働者の子供に対して児童手当を与えることを拒否した。同規則の主たる原則は、しかし、EUの他の構成国からの移住労働者が子供が居住する国ではなく彼らが労働している国において児童手当を受けることにあった。ECJはヨーロッパの立法者が、移住労働者の社会保障権に関する規則においてこのような特別な体制をフランスに与えることは認められないと判断した。EC条約の目的は、人の自由移動を阻害するものを除去することにある。ヨーロッパ規則において新たな障碍を設けることは、従って、受け入れられないのである<sup>(5)</sup>。同規則の規定に関するもう一つの例は、移住労働者がその本国において既に築き上げてきた年金を、他の国に移住しそ

ここで働くことを決心したときに失ってしまつたために、EC条約の人の自由移動原則に反し無効であると判断されたものである。<sup>(6)</sup>そこでECJはヨーロッパの立法者及び閣僚会議に対して、ヨーロッパ指令や規則における規定がEC条約の目的を阻止する場合には、その規定を無効にする義務があることを気づかせた。ECJはまさに憲法裁判所として行動しているのである。

法的判断のもう一つのメソッドは規定の文言である。この場合には、ECJは指令若しくは規則の規定の文言に従う。時に、ヨーロッパの立法者は明確に一定の状況を指令の対象から除外することがある。これが非常に明確になされている場合には、ECJは当該規定の文言（及び明確な立法者意思）を尊重しなければならないだろう。このようなアプローチの一例がFrancovich II事件<sup>(7)</sup>である。イタリア国籍を有する労働者がある企業で働いておりその企業が倒産した。労働者の属する企業が倒産した場合における労働者の保護に関する構成国間の法律の近接についてのEEC八〇／九八七ヨーロッパ指令により、労働者は雇用者が設立された国で国家補償基金から三ヶ月分の賃金の支払を受ける権利を有する。この支払についての前提条件は、雇用者に対する債権者の請求を集合的に満足させる手続を開始する可能性が、当該国の（倒産）法に存在していることである。このヨーロッパ指令は、それゆえに、明確に内国の、この場合はイタリアであるが、立法者が手続を開始する可能性をその法に組み込んでいることを前提としている。しかし、Francovich氏の雇用者は雇用者の特別なカテゴリー、すなわち、イタリア法上上述の手続から免れる種類の企業であった。ヨーロッパ立法者が指令の適用範囲を明確に制限している以上、ECJは文言解釈に従わざるを得なかった。Francovich氏は彼の雇用者が倒産した後に三ヶ月分の賃金の支払を受けることができなかつた。

ルクセンブルクのECJの法的判断の中で最も重要なメソッドは、いわゆる制度目的的なメソッドである。「制

度」という言葉は、「EC条約の制度」からきており、「目的」という言葉はEC条約の目的若しくはゴールを指している。このメソッドの人気の高さは、ある程度、ECJが一九五八年当初からEC条約の広く曖昧な概念を扱わなければならなかったという事実から説明できるであろう。文言の検討は、この曖昧な用語法ゆえに単に十分ではなかったのである。それ故に、裁判所は条約の前文、その目的及びEC条約二条三条に規定された手段を検討しなければならず、条約の制度を精査しなければならなかった。裁判所の主たる判断は、EC法の直接的効果に関する Van Gend & Loos 判決や、その最高法規制に関する Costa v. ENEL 判決であるが、この制度目的メソッドに基づき判断されてきた。指令や規則に関する判断は、同時に、この特別なメソッドの影響を受けてきたのである。ヨーロッパ労働法に関する判例法は、たとえば、関連する指令の「社会的目的」に関して判断を下してきた。Rockfon 判決といわれる判例において、ECJは、集団的 personnel 整理手当に関する構成国法の近接に関する指令の「社会的目的」を、解雇された二五人の労働者の権利を同指令のもとで維持するために、利用した。<sup>(8)</sup> 指令は、労働者の代表に解雇の判断を通知し、相談する義務を認めている。Rockfon 事件、デンマークのケースであるが、においては、集団的 personnel 整理手当を与える労働者の数をどの様に数えるべきかが問題とされた。指令の文言は定員 (establishment) とどう文言を使用している。Rockfon 社は、しかし、Rockwool という多国籍グループの一部である。事件当時同グループはデンマークで一四三五人の労働者を有していた。同グループにはデンマーク全土について人を雇用し解雇する責任を負う人事部が一つだけ存在していた。指令の通知相談義務は労働者の全数に依じて適用される。かりに Rockwool グループの労働者の全数が考慮されるのであれば、Rockfon 部の二五人の解雇は指令の適用発動に十分な数ではない。しかし、Rockfon 部の全数であれば、二五人は十分な数である。指令における定員 (establishment) とどう文言は、十分に明確ではなく、ECJは後者を選択した。この後者の解釈は通知及び相

談義務のきつかけとなった。この解釈は労働者をより保護したのである。従って、ヨーロッパ法の文言に使用されている用語が曖昧で、ヨーロッパの立法者が明確に一定の人なり会社なりを適用範囲から除外していない場合には、指令の目的はE C Jの法的判断形成において重要な要素として利用されるのである。Roekfon 判決においては比較法メソッドが用いられたように見えるかもしれない。E C Jは、構成国における「定員」という用語の解釈を検討している。この例は、しかし、本来の意味での比較法的なアプローチではない。単に共同体法の用語に関するものであるからである。それでは、比較法メソッドのいくつかの例を引き続き検討することしよう。

### 三 法的判断メソッドとしての比較法メソッド

もう一つのメソッドは比較法メソッドである。EUには、現在、全く異なる法制を有する二五の構成国が存在している。連合王国においては判例法が支配的である。ドイツやフランスのような国においては、法制度はある程度ローマ法に基づいている。E C Jはこのメソッドを他のメソッドに付け加え異なるメソッドとして利用してきた。二で述べた他のメソッドとこのメソッドの関連性の問題に答える前に、まずはいくつかの実例を検討することしよう。

このメソッドの伝統的な例は、運転免許に関する *Choquet* 事件で用いられた<sup>(9)</sup>。EC条約は、その三九条において、ヨーロッパ域内市場の核となる原則として、労働者の自由移動を認めている。このことは受け入れ構成国が労働者の本国で許可された運転免許を承認しなければならないことを意味するのであるか。E C Jは、労働者がその本国である別の構成国の運転免許を有していたとしても、ある構成国がその国の運転免許を要求することは共同体法に原則としては反しないと判断した。E C Jは、比較法をした後にこの結論に達した。同判決の第七パラグラ



フで、E C Jは「この分野における構成国間の現時点での比較法的検証」に言及している。この検証は、構成国の法が、「運転免許の認可についての要件が十分な程度統一化されなければ、ある構成国の域内に常時居住することを選択した者のために運転免許を単純に承認することは予想できない」程度に異なっていることを明確にしたのである。運転テストの規則、健康診断の頻度、運転免許の有効期間及び自動車の様々なクラスの決定に関し、国内法が異なっていた。この結論は、構成国が、本国で既に免許を取得した者に対して再び運転テストを課すよう求めることができることまでを意味していたわけではない。一九九一年の運転免許に関する九一／四三九／E E C指令ができるまで、構成国間での免許の相互承認制度はできなかった。<sup>(10)</sup>

E C Jの判決において比較法を利用した例の多くは、法の核となる領域、すなわち刑法、民法及び行政法に関連する。一例が「不可抗力」の概念である。Organisationen Danske Slægteliger 事件においては、ある輸出業者がストライキの影響で原料の供給を受けられなくなり、約束 (commitment) の履行が不可能となった。<sup>(11)</sup> 「不可抗力」を理由に、輸出業者は、ヨーロッパ規則三一八三／八〇<sup>(12)</sup>に基づき、輸出ライセンスの延長を求めた。「不可抗力」の概念は同規則三六条一項で用いられている。E C Jは、それゆえこの概念を解釈しなければならなかった。

問題は、この概念が共同体法の適用の様々な局面において同じ意味合いを有してはいないことである。E C Jは、その先例においてすでに「不可抗力」概念の意味づけを行い、ここでは、「異常でかつ予測不可能な出来事」であるとしていたにもかかわらず、デンマーク法と実務を検討した。この検討により、ストライキは異常でかつ予測不可能な出来事とはされ得ないという結論に達した。もしも輸出業者が相当の注意を払っていたならば、ストライキを予測し得たし、輸出ライセンスを後に申請するために必要な措置を講じることができたであろう。デンマーク法によれば、輸出組合はストライキをする前に、通知することが義務づけられていた。この事件においては、実際、

組合は一定期間の通知をしていたのである。デンマークでは通知がなされたからといって必ずしもストライキが行われるわけではないが、通知がなされている以上は、異常かつ予測不可能な状況とはもはや言うことができず、比較法的検討はこの文脈では有効といえる。デンマーク法及び実務は、他の構成国における法や実務とは異なっている可能性がある。E C Jは共同体法を解釈しなければならず、デンマーク法を解釈する必要はない。ストライキが予測不可能であったか否かについての問題における比較法的検討がこの事件では用いられたのである。内国労働法では、ストライキが打ち勝つことのできない出来事であるか否かについて別の基準があった。それゆえ、E C Jは先例を調べなければならなかったのである。E C Jの判例では、不可抗力は原材料を入手することが完全に不可能な場合に限定されていたわけではない。不可抗力を含む、人のコントロールを超えた異常且つ予測不可能な状況がなければならず、どれほど適切な注意を払っていたとしても結果を防ぐことができなかつたという状況でなければならぬのである。したがって、比較法はこの事件の結論を導くことはなかつたにもかかわらず、有益であったのである。

国内法の核となる領域がE C Jに係争中の事件で問題となっている場合、比較法はヨーロッパ共同体法の解釈にとって、また、有益となる。一例は、差し止め請求において、ある国内法の実施を中止するための国内裁判所の裁判管轄権について考慮したE C J判決である。この国内法はE C規則がそうするように規定しているので立法化されたのである。国内法の中止はE C規則下の人と企業の権利義務に影響を与えるであろう。国内裁判所がE C規則それ自体の有効性について深刻な疑問を有している場合で、かつそれ故に当該事項をE C Jに付託しなければならぬであろう場合にのみ、関連する国内法を中止することができる。

構成国の法制のうちの一つにみられる特有な性質に直面した時に、E C Jは、比較法的メソッドを時折用いる。

考えられる最も興味深い事例は、放映日時に関するテレビガイドやラジオガイドは著作権の保護対象となるのか否かである。競争法について管轄を有する第一審裁判所は、アイルランド共和国でのテレビ・ラジオガイドの所有者が他の新聞で番組表に関する情報を公表することを差止めることは認められるかについて判断をしなければならなかった。<sup>(13)</sup>これは著作権の保護なのか、それともテレビ・ラジオガイド市場における所有者の独占的地位なのだろうか。このような市場における独占的地位はヨーロッパ競争法に反している。欧州議会は、共同体法の下では、テレビ番組ガイドには著作権が認められないという立場に立っていた。このような状況下では、国内著作権システムに関する比較法的調査は実際的に意味のあることである。テレビ番組やラジオ番組のリストは他の構成国においても同様に保護されるのであろうか。比較法的調査の結果、アイルランド以外の国でも、例えばオランダなどで、番組ガイドへの著作権が認められていることが判明した。したがって、裁判所は、「国内法の統一がなく、共同体での標準化もない以上、著作権が保護される要件及び手続は国内用により決定される」と結論づけなければならなかった。それにもかかわらず、この事件の後、この特殊な著作権を廃止するようにとの圧力は続いたのである。今日では、この著作権は存在していない。ここでもまた、比較法はヨーロッパ共同体法の範囲を確定するのに有益であったといえよう。

Grogan 事件<sup>(14)</sup>では、アイルランド高等裁判所が、構成国間で墮胎措置についての法制が統一されていない中で、構成国は連合王国における墮胎施設の場合に関する情報の頒布を禁止することができるか否かについて ECJ に先決判断を求めた。Grogan と他の一四人の学生がアイルランドにおいて女性に対し、墮胎措置を受けられるクリニックの情報を頒布したのである。妊娠中絶合法化に反対する団体である S P U C (Society for the protection of unborn children) はアイルランド裁判所に対し、このような資料の頒布は非合法であると判断するよう求めた。

アイルランドでは当時妊娠中絶は憲法でも刑法でも厳しく禁じられていたのである。

ECJは、まず、「いくつかの構成国において合法に行われている」妊娠中絶は、通常、報酬を受けてなされている医療行為であると確認した。それ故に、この行為はサービスの自由移動を保護するEC条約四九条におけるサービスとして性質決定される。SPUCによれば、墮胎は「不道徳な行為」であるから、サービスとして性質決定されることはない。ECJは、この見方を採用しなかった。なぜなら、「問題とされている行為が合法的に行われている構成国において、立法者が行うべき当該行為の評価を代わって行うのはECJの役割ではない」からである。この結論を得るためには比較法的検証が必要であったことは明白である。しかし、ECJは、アイルランド法がサービスの自由移動を制限しているとは考えなかった。なぜなら、学生による当該資料の頒布と連合王国におけるクリニクとの間に何らの経済的関連性も見いだせなかったからである。表現の自由および資料を受け取る自由もまた本件で問題とされていた点である。ECJはこれらの自由について判断することを拒んだ。というのは、アイルランドの国内法は共同体法の埒外にあるからである。これはアイルランド裁判所が判断すべき問題である。

競争法に関しては、ヨーロッパ競争法とアメリカのシャーマン法という世界で最も古い競争法との比較は通常行われることはない。この点について、日タルクセンブルクで読まれているのはアメリカ法ではない。アメリカ地裁や最高裁が競争法事項を扱う手法についての比較法的調査は一定の法律上の命題を明確にすることの助けにはなるだろう。

したがって、比較法はECJが共同体法の限界についてより深く考えるには有益である。仮にEC内での法制の統一というものがないならば、国内法の中心的範囲が問題とされたり、特定の国内の法的概念がECJの調査の対象となったりしている場合には、このような比較法的検証は有用である。

## 四 結論

比較法的メソッドはEC法において法的判断のためのメソッドの一つである。しかし、法的判断の最も人気のあるもののうちの一つではない。これは、いわゆる制度目的的方法である。この制度目的的方法がその魅力を一定程度減じることはありうる。ヨーロッパの法的秩序の基礎は構築されつつある。<sup>(15)</sup> ECは今や四五年以上も存続しているのである。ECJは、そのメソッドを変え、文言によるメソッドを利用することができた。比較法的メソッドは、私見では、法的判断の主たるメソッドとはならないであろう。一方では、ヨーロッパ法はほとんど抑制されることなく広がっていく油のようなものである。法的領域の広がりには、いまや法のこの領域によって影響を受けている。このことは、比較法メソッドの重要性を増すであろう。他方、ヨーロッパの法的秩序の発展は二、三〇年前のそれより遙かに発展してきている。さらに、ECJの判例法においては、人権に関してソフト・ローを扱うとする傾向がある。一九八九年のECにおける労働者の権利に関する共同体憲章はその例の一つである。おそらく、詳細な比較法の検討をするよりもこれらの一般的な条文を利用する方がより容易である。比較法の詳細な検討は時間の浪費である。時に、比較法的検証は、不可欠なものとなる。私見では、ECJがその根底にある国内法制を考慮に入れる場合には、ヨーロッパ共同体法はより合理的となつていく。これらの法制をよりよく理解することにより、ヨーロッパ共同体法のよりよい理解へとつながるであろう。

## 訳者あとがき

本稿は、平成一七年二月一八日にオランダグローニンゲン大学人文学部・法学部のヘルマン・フォッフスヘル

ト講師により、大阪大学法学会講演（「市民生活基盤の法および行政に関する日米欧間の比較検証平成一四―一七年度科学研究費補助金・基盤研究（A）研究会と共催」として行われた報告を翻訳したものである。フォッフスヘルト講師は、「大阪大学・教育研究環境の国際化促進事業」の一環として本学を訪問された。専門はEU労働法及び国際関係論であり、主要な業績としては *Interstatelijkheid. De aard en de intensiteit van het grensoverschrijdend element in de rechtspraak van het Hof van Justitie van de EG met betrekking tot de vier vrijheden. (a dissertation on the scope and content of the four freedoms as interpreted by the EC Court of Justice in Luxembourg)* Phd, 532 p., University of Groningen, 2000 があげられる。現在はグローニンゲン大学で、EUにおけるコーポレートガヴァナンス法制のあり方に関する研究を進める一方、日本の国際関係論についての教鞭も執っておられる。

フォッフスヘルト講師は、グローニンゲン大学に勤務する前（一九八九年―一九九一年）に二年にわたりECJに勤務された経験がある。本稿においては、主としてその時期にECJにより判断される機会があった問題について、様々な法制度の国を抱えるEUの統一的司法判断を下す機関としてのECJが、どのような手法により法的判断を下しているかを実証的に紹介している。ここで触れられた様々な手法のいずれが適切か、という問題指向ではなく、それぞれが互いに補完しあっている中で、それぞれの果たす役割はどのようなものであるのかとの視点からの報告と見るのがおそらく適当であろう。EUが二五カ国に拡大し、トルコの加盟問題も取り沙汰される中、多様な法制の狭間で、EUの条約・規則・指令等の解釈を行わなければならないECJの負担および役割はますます大きなものとなっていくだろう。その中で、ECJの法的判断が具体的にどのように形成されているのかを経験に基づいて紹介して頂いた本報告は、活発な議論を生み、それらを通じて、ECJの実態を垣間見る機会を得ること

ができた。当日研究会に参加して頂き、議論に参加して頂いた全ての方にこの場を借りてお礼申上げる。

- (1) H. Rasmussen, *On Law and Policy in the European Court of Justice: A Comparative Study in Judicial Policymaking*, Dordrecht, Boston, Lancaster, Martinus Nijhoff, 1986. このセミナーの教授はECJの役割について非常に批判的である。彼によれば、ECJは「本質的に政治的な性格を有するガイドラインの中に何らかのインスピレーションを見いださうとしている」。これは、権力の篡奪となりかねない司法上の直接主義にはかならない。See p. 62.
- (2) M. Poiares Maduro, *We, The Court. The European Court of Justice & the European Economic Constitution*, Oxford, Hart Publishing, 1998, p. 72. 本書は主として域内市場におけるモノの自由移動について記している。マデューロによれば、ECJは他の全ての構成国の利益という形をとる多数者の利益を、一国の特定の国内の伝統という少数派の利益より好んでやる。
- (3) Case C-84 / 94, *United Kingdom versus Council*, 1996 *European Court Reports*, I-5755. The directive has number 93 / 10 / EEC, *Official Journal*, 1993, L 307 / 18.
- (4) Case C-443 / 93, *Vougioukas*, 1995 *European Court Reports*, I-4033.
- (5) Case 41 / 84, *Pinna*, 1986 *European Court Reports*, I.
- (6) Case 24 / 75, *Petroni*, 1975 *European Court Reports*, I149.
- (7) Case C-479 / 93, *Francoovich*, 1995 *European Court Reports*, I-3843.
- (8) Case C-449 / 93, *Rockfon*, 1995 *European Court Reports*, I-4291.
- (9) Case 16 / 78, *Choquet*, 1978 *European Court Reports*, I-2293.
- (10) *Official Journal* 1991, L 237, p. 1 as amended by Council Directive 96 / 47 / EC of 23 July 1996, *Official Journal* 1996, L 235, p. 1.
- (11) Case C-338 / 89, *Organisationen Danske Slagterier*, 1991 *European Court Reports*, I-2315.
- (12) これは、欧州委員会により作成された規則で、輸出入ライセンス制度および農業産品の事前証明書の適用に関する

- 詳細な規定を有している。Official Journal, 1980, L 228, p. 1.
- (13) Case T-69/89, *Radio Telefis Eireann versus Commission*, 1991 *European Court Reports*, II-485.
- (14) Case C-159/90, *SPUC versus Grogan and others*, 1991 *European Court Reports*, I-4685.
- (15) 一九八六年にすべとT. Koopmans による論文“The role of law in the next stage of European integration”, in *International and Comparative Law Quarterly*, pp. 925-931 において、“法の道具的役割の減少とミニマリズムの回帰について述べている。このミニマリスト的役割は、法の秩序を作り出す役割に注目しており、法的直接主義にはさほど重点を置いていない。